⑼ Contact point for the notice : Shigekazu Ikarashi, Procurement Section, Budget and Accounts Division, Japan agency of Maritime Education and Training for Seafarers, 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa, 231―8435 Japan. TEL 045―212―0003

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年11月24日
独立行政法人　海技教育機構
理事長　野崎　哲一

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14
○第15号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入物品及び数量　①Ａ重油約120kℓ　②Ａ重油約160kℓ　Ｃ重油約80kℓ　③Ａ重油約80kℓ　④Ａ重油約170kℓ　⑤Ａ重油約100kℓ　Ｃ重油約110kℓ　⑥Ａ重油約80kℓ　⑦Ａ重油約160kℓ　⑧Ａ重油約60kℓ　⑨Ａ重油約360kℓ　⑩Ａ重油約40kℓ
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入年月日　①平成30年１月23日　②平成30年２月８日　③平成30年２月５日　④平成30年２月26日　⑤平成30年３月８日　⑥平成30年３月29日　⑦平成30年３月28日　⑧平成30年３月28日　⑨平成30年３月24日　⑩平成30年４月４日
⑸　納入場所　①神戸港停泊中大成丸　②東京港停泊中日本丸　③神戸港停泊中青雲丸　④神戸港停泊中銀河丸　⑤東京港停泊中海王丸　⑥東京港停泊中日本丸　⑦東京港停泊中大成丸　⑧東京港停泊中銀河丸　⑨東京港停泊中青雲丸　⑩東京港停泊中海王丸
⑹　入札方法　上記１⑵の物品ごとにそれぞれ入札に付する。詳細は入札説明書による。
2　競争参加資格
⑴　平成28・29・30年度全省庁統一資格「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。ただし、指名停止の措置を受けている期間中に該当する者は除く。
⑵　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請がない者。
⑶　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む。）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
⑷　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）
⑸　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと等。詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒231―8435 神奈川県横浜市中区北仲通５―57　横浜第２合同庁舎　独立行政法人海技教育機構総務部会計課調度係　五十嵐重和
電話045―212―0003
⑵　証明書等の受領期限　各入札・開札日の２日前（２日前が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、直前の平日に繰り上げ。）の17時00分
⑶　入札・開札の日時　①平成30年１月16日10時30分　②平成30年１月26日10時30分　③平成30年１月26日11時00分　④平成30年２月16日10時30分　⑤平成30年３月１日10時30分　⑥平成30年３月16日10時30分　⑦平成30年３月16日11時00分　⑧平成30年３月16日11時30分　⑨平成30年３月16日13時30分　⑩平成30年３月26日10時30分
郵便による入札書の受領期限は各入札・開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、直前の平日に繰り上げ。）の17時00分とする。
⑷　入札・開札の場所　独立行政法人海技教育機構入札室又は会議室
⑸　入札書の提出方法　持参又は郵送。ただし、郵送を希望する場合は事前に連絡のこと。
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetsuichi Nozaki President of Japan agency of Maritime Education and Training for Seafarers
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : ①Fuel Oil A 120kℓ ②Fuel Oil A 160kℓ, Fuel Oil C 80kℓ ③Fuel Oil A 80kℓ ④Fuel Oil A 170kℓ ⑤Fuel Oil A 100kℓ, Fuel Oil C 110kℓ ⑥Fuel Oil A 80kℓ ⑦Fuel Oil A 160kℓ ⑧Fuel Oil A 60kℓ ⑨Fuel Oil A 360kℓ ⑩Fuel Oil A 40kℓ
⑷　Delivery date : ①23 Jan. 2018 ②8 Feb. 2018 ③5 Feb. 2018 ④26 Feb. 2018 ⑤8 Mar. 2018 ⑥29 Mar. 2018 ⑦28 Mar. 2018 ⑧28 Mar. 2018 ⑨24 Mar. 2018 ⑩4 Apr. 2018
⑸　Delivery place : ①Taisei-Maru Kobe ②Nippon-Maru Tokyo ③Seiun-Maru Kobe ④Ginga-Maru Kobe ⑤Kaiwo-Maru Tokyo ⑥ Nippon-Maru Tokyo ⑦ Taisei-Maru Tokyo ⑧Ginga-Maru Tokyo ⑨Seiun-Maru Tokyo ⑩Kaiwo-Maru Tokyo
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A, B, C or D on “Sales” in terms of the Qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency in the fiscal year 2016・2017・2018.
⑺　Date of tender : ①10 : 30　16 Jan. 2018 ②10 : 30　26 Jan. 2018 ③11 : 00　26 Jan. 2018 ④10 : 30　16 Feb. 2018 ⑤10 : 30　1 Mar. 2018 ⑥10 : 30　16 Mar. 2018 ⑦11 : 00　16 Mar. 2018 ⑧ 11 : 30　16 Mar. 2018 ⑨13 : 30　16 Mar. 2018 ⑩10 : 30　26 Mar. 2018
⑻　Contact point for the notice : Shigekazu Ikarashi, Procurement Section, Budget and Accounts Division, Japan agency of Maritime Education and Training for Seafarers, 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa, 231―8435 Japan. TEL 045―212―0003

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年11月24日
契約責任者　日本郵政株式会社
代表執行役社長　長門　正貢

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　件名及び数量　かんぽの宿で使用する電気（関東地域）（予定）17,994,700kWh
なお、数量については、変動するものとする。
⑶　特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで（自動更新条項付。最大３回）
⑸　納入場所　仕様書のとおり
⑹　入札・開札の日時及び場所　平成30年１月26日午後３時00分　日本郵政株式会社宿泊事業部（東京美術倶楽部ビルディング５階）
2　競争参加資格
⑴　下記アからオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　当社から取引停止を通知され、その停止期間中の者。
ウ　下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、１年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者
㈡　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者